業務委託の低入札価格調査制度の改正と 最低制限価格制度の導入について(お知らせ)

令和6年7月 山口県土木建築部

「山口県調査・設計等業務委託に係る低入札価格調査要領」を改正 し、低入札価格調査制度の対象を予定価格が300万円以上の業務に 拡大するとともに、今回新たに「山口県調査・設計等業務委託に係る 最低制限価格制度実施要領」を制定し、300万円未満の業務には、 最低制限価格制度を導入することとしましたので、お知らせします。

〇改正内容

1 低入札価格調査制度の対象の拡大

(現行)予定価格が700万円以上の業務 (改正)予定価格が300万円以上の業務

2 最低制限価格制度の導入

(現行) 制度なし

(新規)予定価格が300万円未満の業務

※最低制限価格の算定式等は、調査基準価格の算定式等(令和6年8月1日 以降適用)と同様です。

低入札対策制度の適用区分

予定価格		3 0 () 万円	7 0	0万円
低入札対策	現 行	制度なし 			低入札価格調査制度
	改正	最低制限価格制度		低入札価格調査制度	

〇適用年月日

令和6年10月1日以降入札公告又は指名通知する案件から適用

※各要領は、山口県技術管理課のホームページでご確認ください。

(https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/127/23406.html)